

長野県県民芸術祭2025 参加

第 67 回長野県合唱コンクール 参加申込のご案内

2025 年 5 月吉日
長野県合唱連盟

第 67 回長野県合唱コンクールを下記のように開催します。今年度の中部大会はトヨタ市民文化会館（愛知県豊田市）で開催いたします。中部大会目指して、多くの合唱団体が参加応募くださいますようご案内申し上げます。

なお、今年度から中学校部門から中学生部門に変更となり、参加資格等が変更されています。参加規定を下記Ⅱに記載しますが、詳細は全日本合唱連盟「コンクール開催規定」をご覧ください。

<https://jcanet.or.jp/event/concour/con-kitei.htm>

Ⅰ 合唱コンクール概要

日 時	2025 年 8 月 17 日（日） 10：00～18：00（予定）
会 場	岡谷市文化会館カノラホール（岡谷市幸町 8 番 1 号）
主 催	長野県合唱連盟・朝日新聞社・長野県・長野県教育委員会・長野県芸術文化協会 （一財）長野県文化振興事業団
共 催	岡谷市市教育委員会
入場料	無料
審査員	白石美雪（音楽評論家）、河辺泰宏（愛知県合唱連盟理事長・合唱指揮者） 清水敬一（合唱指揮者）、西山裕一（県内審査員）、宮本益光（声楽家） (50 音順・敬称略)

Ⅱ 参加規定（全日本合唱連盟コンクール参加規定に準ずる）

■ 部門および出演者数

- (1) 中学生部門
 - 混声合唱の部 6 名以上
 - 同声合唱の部 6 名以上
- (2) 高等学校部門
 - A グループ 6 名以上 32 名以下
 - B グループ 33 名以上
- (3) 大学職場一般部門
 - 大学ユース合唱の部 6 名以上 全員が 2025 年 4 月 1 日現在 28 歳以下であること
 - 室内合唱の部 6 名以上 24 名以下
 - 同声合唱の部 8 名以上
 - 混声合唱の部 8 名以上
- (4) 出演者数に指揮者・伴奏者・独唱者は含めませんが、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は出演者数に加えることとします。
- (5) 部門ごとの出演資格その他に関して、全日本合唱コンクール全国大会規定（抜粋）を「別記」に記載しました。ご覧ください。

■ 演奏曲目および制限時間

- (1) 演奏曲は課題曲および自由曲とする。ただし、中学校部門は自由曲のみ。
- (2) 演奏順序は課題曲・自由曲の順とする。
- (3) 課題曲は、合唱名曲シリーズ（No.53）より 1 曲を選んで演奏すること。名曲シリーズはコンクール参加者全員の購入をお願いします。
- (4) 課題曲・自由曲ともコピー譜の使用は固く禁じます。
- (5) 自由曲は合唱が主体であれば、曲目・曲数ともに制限はありません。
- (6) 伴奏楽器は自由ですが、主催者側ではピアノ 1 台だけを用意します。
- (7) 課題曲 1 曲については演奏時間の制限はありません。
- (8) 自由曲の演奏は曲間を含めて中学校部門は 8 分以内。高校部門は 6 分 30 秒以内、その他の部門は 8 分 30 秒以内とします。

(9) 演奏時間が定められた時間を超えた場合は失格とし、審査の対象外となります。

■ 自由曲楽譜の提出

- (1) 審査用楽譜としてコンクール当日に 5 部、受付に提出してください。演奏終了後返却します。
- (2) 楽譜表紙には部門・団体名を記載し、演奏曲目の最初のページに付せんを付けてください。
- (3) コピー譜の使用は固く禁じます。
- (4) 絶版等、やむを得ずコピーを用いる場合は事前に県合唱連盟事務局に問い合わせください。
- (5) 曲の一部を割愛する場合は事前に作曲者の了解を受け、必ず楽譜に明記してください。

■ 演奏順

- (1) 演奏は小学校・中学生・高校・大学職場一般部門の順に行います。
- (2) 申込締め切り後に事務局にて厳正な抽せんを行ない、各部門の演奏順を決定し、コンクール当日までに通知します。

■ 表彰

- (1) 各部門、各部、各グループ別に審査し、それぞれに対して金・銀・銅のいずれかの賞を授与します。
- (2) また、全部門を通じて総一位の団体に全日本合唱連盟理事長賞を贈ります。

《中部合唱コンクールへの推薦》

- (1) 全国大会予選を兼ねた中部合唱コンクールへ、中学校部門では、混声・同声の参加団体の総数に対して、参加 5 団体につき 1 団体の割合で推薦することとします。
- (2) 上記以外の部門は 6 つのグループ別に、参加 5 団体につき 1 団体の割合で推薦します。

《第 77 回中部合唱コンクールの日程》

- (1) 期 日：2025 年 9 月 27 日（土）高等学校部門（A、B グループ）
大学職場一般部門（大学ユース合唱の部）
28 日（日）中学校部門（混声合唱、同声合唱の部）
大学職場一般部門（室内合唱・同声合唱・混声合唱の部）
- (2) 会 場：豊田市民文化会館大ホール（〒471-0035 愛知県豊田市小坂町 12-100）w

■ 参加料（プログラム代を含みます）

- (1) 中学生・高等学校部門の参加料は 1 人につき 1,200 円です。
- (2) 大学職場一般部門の参加料は 1 人につき 1,800 円です。
- (3) 中学生部門参加の団体および合唱連盟に未加盟の団体は、参加料のほかに連盟加盟分担金（5,000 円）をご送金ください。（参加料×出演者数+5,000 円=送金額）
- (4) 参加団体の都合により参加をキャンセルした場合は、参加料の払い戻しはいたしません。また、自然災害、悪疫流行による行政措置など不可抗力によって大会を開催できない場合も払い戻しはいたしません。あらかじめご了承ください。

■ 申込方法

- (1) 申込書（別紙 1）に必要事項を記入し、自由曲の楽譜の表紙又はタイトルページ・奥付等、曲名・作詩・作曲者名の分かるものをコピー、添付の上、下記へ提出してください。
- (2) 大学ユース合唱の部に出演する団体は出演者名簿（別紙 2）も一緒に提出ください。
- (3) 参加料は申し込みと同時に振り込んでください。振込手数料は振込み者のご負担ください。（申込後、入金がなく連絡もない場合、参加を取り消させていただく場合があります）
- (4) 申込締切日：7 月 4 日（金）必着
- (5) あて先：〒399-8304 安曇野市穂高柏原 1703-4 長野県合唱連盟事務局（田口）
- (6) 参加料振込先：郵便口座番号 00520-6-66549 長野県合唱連盟
振込み用紙には団体名と代表者名を記入し「合唱コンクール」と明記ください。

※ 申込書は電子データ（Word 様式）で提供していますので、以下の URL よりダウンロードしていただき電子メールで送っていただいても結構です。

長野県合唱連盟イベントページアドレス <http://nca.jpn.org/>

■ 電子メール送信／問合せ先（長野県合唱連盟事務局）

Eメール：info_office_nca@yahoo.co.jp TEL/FAX 0263-82-2564

留守の時はメッセージをお願いいたします。折り返し連絡させていただきます。

聞き間違い・言い違いを防ぐため、急を要する用件以外はEメールにてお願いします。

■ 全日本合唱コンクール全国大会開催規定及び中部合唱コンクール開催規定の一部を以下に掲載します。

詳細については全日本合唱連盟のホームページ「全日本合唱コンクール全国大会開催規定」をご覧ください。（<https://jcanet.or.jp/event/concour/con-kitei.htm>）

参加規定（中高）

（各部門の出演人数・出演合唱団資格）出演人数とは、指揮者・伴奏者・独唱者を除く合唱メンバーの人数をいう。

（１）中学生部門

①混声合唱の部、同声合唱の部ともに出演人数６名以上の合唱団

②同一の中学校の生徒で編成する合唱団、または第３条に定める合唱団

③団体名には学校名を含めなくても構わない。

（２）高等学校部門

①Aグループは出演人数６名以上３２名以下、Bグループは出演人数３３名以上の合唱団

②同一の高等学校の生徒で編成する合唱団、または第３条に定める合唱団

③団体名には学校名を含めなければならない。

２ 出演人数は、前項の範囲内で、府県大会もしくは支部大会での最大申し込み人数の１０％（端数は四捨五入）の増員まで認める。ただし、最大申し込み人数が４０名未満の場合は４名の増員まで認める。

３ 指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくりが合唱パートを歌う場合は出演人数に含めるものとする。

なお、曲ごとに指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくりと合唱メンバーが入れ替わる場合、同時に合唱パートを歌う人数は第１項の範囲内とする。

４ 出演当日に各部門の最低出演人数を下回った場合は審査の対象外とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該団体からの申請により、大会の長が判断して審査の対象とすることができる。

（出演に係る条件及び特例）

第３条 出演に係る条件及び特例は次のとおりとする。

（１）同一の学校から複数の合唱団が出演することができる。その場合、出演するそれぞれの合唱団が加盟しなければならない。

（２）中高一貫校及び高等専門学校等は、中学生相当年次を中学生部門、高校生相当年次を高等学校部門として扱う。

また、小中一貫校及び義務教育学校は、中学生相当年次を中学生部門、小学生相当年次を小学生部門として扱う。

（３）中高一貫校は、高等学校部門に中学生相当年次を含めた編成で出演することができる。その場合、高等学校部門に出演した中学生相当年次の生徒は、当該年度に別の合唱団の合唱メンバーとして中学生部門に出演することはできない。

（４）小中一貫校及び義務教育学校は、中学生部門に小学生相当年次を含めた編成で出演することができる。

（５）一般部門等に加盟する合唱団は、中学生相当年次、もしくは中学生相当年次に小学生相当年次を加えた編成で中学生部門に出演することができる。

（６）高等学校部門においては、同一種別内では出演者の重複を認めない。種別とは混声合唱団・男声合唱団・女声合唱団を指す。

２ 合同合唱団は、合同合唱団として加盟、もしくは合同する全ての合唱団の加盟を条件とし、常時活動し、当該会員連盟の理事長及び支部長が認めたものとする。なお、異なった会員連盟に加盟

している場合は、合同合唱団としての加盟を条件とする。

(1) 中学生部門

下記の編成に該当する合唱団で、合同する合唱団数及び1合唱団あたりの人数は制限しない。

①中学校の合唱団同士による合同合唱団

②中学校の合唱団と中学生相当年次、もしくは小中一貫校及び義務教育学校を含む中学生相当年次に小学生相当年次を加えた合唱団による合同合唱団

③中学生相当年次、もしくは小中一貫校及び義務教育学校を含む中学生相当年次に小学生相当年次を加えた合唱団同士による合同合唱団

(2) 高等学校部門

複数の高等学校の生徒で編成する合唱団で、合同する学校数は制限しない。

なお、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。

3 加盟している会員連盟や部門を問わず、同一合唱団は当該年度に複数回出演することはできない。同一合唱団とは、構成員の大半が等しく、活動状況等も同じとみなせる合唱団をいう。

(指揮者・伴奏者・独唱者)

第4条 指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。ただし、高等学校部門の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めたものに限る。また、指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくりが合唱メンバーに入って歌う場合は第2条及び第3条の出演資格、条件を満たさなければならない。

(シード合唱団)

第5条 中学生部門・高等学校部門においてはシード合唱団を設定しない。

(演奏曲)

第6条 演奏曲は次のとおりとする。

(1) 中学生部門は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。

(2) 高等学校部門は、課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとし、演奏順は課題曲・自由曲の順とする。

(3) 課題曲は、全日本合唱連盟発行の当該年度合唱名曲シリーズを購入し、その中から1曲を選択して演奏しなければならない。

(4) 自由曲は、曲目及び曲数に制限はない。

(5) 出演者全員により、課題曲及び自由曲全曲を同じ種別(混声・男声・女声)で演奏するものとする。

(演奏時間)

第7条 演奏時間は次のとおりとする。

(1) 中学生部門

演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。

(2) 高等学校部門

自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内とする。

2 演奏時間を超過した場合は審査の対象としない。

(伴奏楽器)

第8条 伴奏楽器は自由とする。ただし、主催者の用意するピアノ1台以外は使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁しなければならない。

(演奏曲・曲順・伴奏楽器の変更禁止)

第9条 府県大会・支部大会・全国大会を通じて演奏曲・曲順・伴奏楽器を変更することはできない。

(編成区分・種別の変更禁止)

第10条 府県大会・支部大会・全国大会を通じて編成区分・種別を変更することはできない。